

|                                                                                                                                            |                    |         |                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|---------|-----------------|
| 判決年月日                                                                                                                                      | 平成 2 7 年 2 月 2 5 日 | 担当<br>部 | 知的財産高等裁判所 第 1 部 |
| 事 件 番 号                                                                                                                                    | 平成26年（行ケ）第10089号   |         |                 |
| ○「IGZO」の商標は、登録査定時において、指定商品の原材料を表したものとして事業者<br>に認識されるものであるから、自他商品識別力を有さず、また、特定人による独占使用<br>を認めることが公益上適当であるともいえないとして、商標登録を無効とした審決が維持<br>された事例 |                    |         |                 |

（関連条文） 商標法3条1項3号

（関連する権利番号等） 無効2013-890052，商標第5451821号

1 本件は、「IGZO」の商標（本件商標）の指定商品の一部の登録についての商標登録無効審判（無効2013-890052）の無効審決に対する審決取消訴訟である。

審決は、本件商標が、無効審判請求に係る指定商品について商標法3条1項3号に該当することを理由として、請求に係る登録を無効とするとの審決をした。なお、本件商標権は、本訴提起後に原告の請求により9件に分割された。分割後の商標のうち8件（本件各商標）が、無効審判請求の対象となった指定商品の範囲内の商品を指定商品とするものであった。

2 本判決は、要旨、次のとおり述べて、本件各商標は、各指定商品の原材料を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標に該当することを認め、審決の判断は相当であり、これを取り消すべき違法はないものとして、原告の請求を棄却した。

（1）認定事実によれば、「IGZO」の語は、本件商標の登録査定時には、ディスプレイや半導体を用いる分野のエレクトロニクス業界に属する企業等の事業者において、新規な半導体材料である「インジウム・ガリウム・亜鉛酸化物（本件酸化物）」を意味する語として、広く認識されていたものといえる。

（2）そして、本件商標（IGZO）が、分割後の本件商標4ないし9の指定商品である「液晶テレビジョン受信機」、「ノートブック型コンピュータ」、「ノートブック型コンピュータ、タブレット型携帯情報端末を除くコンピュータ」、「タブレット型携帯情報端末」、「スマートフォン」、「携帯電話機」について用いられた場合、これらの指定商品は、いずれもその構成部品の一つとしてディスプレイパネルを含むのが通常であり、また、ディスプレイパネルの性能が商品の品質に重要な影響を及ぼすものであるから、これらの指定商品に係る商品を製造、販売する企業等、すなわち、これらの指定商品の取引者であり、また、需要者の一部にも含まれる者である事業者は、本件商標の表示する本件酸化物が、各指定商品のディスプレイパネルに使用されているものと一般に認識するものといえる。

また、本件商標が、分割後の本件商標1及び2の指定商品である「携帯電話機、スマ

ートフォン，タブレット型携帯情報端末，液晶テレビジョン受信機を除く電気通信機械器具及びタブレット型携帯情報端末，コンピュータ，ノートブック型コンピュータを除く電子応用機械器具」，「電子応用機械器具の部品，電池，配電用又は制御用の機械器具」について用いられた場合，これらの指定商品に係る商品には，ディスプレイパネルや半導体素子自体のほか，これらが構成部品の一つとして通常含まれる商品が多数含まれること，さらに，本件商標の登録査定時において，本件酸化物が，現代の多くの電子デバイスにおいては必要不可欠な構成部品である半導体素子の新規な材料で，かつ，その性能が従来の材料にはないものとして，ディスプレイに限らず，今後幅広い範囲の電子デバイスの性能を向上させ得るものとして期待され，注目されていたことなどからすれば，これらの指定商品の取引者であり，需要者の一部にも含まれる事業者によって，各指定商品は，本件商標の表示する本件酸化物をその原材料として含んでいるのであらうと一般に認識され得るものといえる。

そうすると，本件各商標は，それらの指定商品との関係で自他商品識別力を有するということはできない。

(3) さらに，本件酸化物が，現代の電子デバイスにおいては必要不可欠な構成部品である半導体素子の新規な材料であり，かつ，その性能が，ディスプレイパネルを代表とする幅広い範囲の電子デバイスの性能を向上させ得るものとして期待，注目されており，ディスプレイ分野や半導体分野に関連するエレクトロニクス業界の幅広い企業等において実用化に向けた研究開発がされていたことからすれば，本件商標は，ディスプレイパネルや半導体素子が原材料として認識され得る本件各商標の指定商品に係る商品の取引に際して，必要適切な表示として，何人もその使用を欲するものであるといえるから，特定人によるその独占使用を認めることが公益上適當であるともいえない。

(4) したがって，本件各商標は，法3条1項3号が規定する「商品の原材料を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」に該当する。

3 なお，本判決は，本件商標権の分割を理由として審決を取り消すべきであるとの原告の主張に対しては，以下のとおり判断した。

一件の無効審決の対象となっている商標登録に係る指定商品又は指定役務が複数の場合であっても，当該無効審決は，もともと個々の指定商品又は指定役務ごとに効力を有するものと解すべきものであるから，無効審決後，商標権が分割され，個々の指定商品又は指定役務ごとに異なる商標権の登録がされたとしても，当該無効審決の効力は当然に分割後の各商標権に及び，分割が無効審決の効力を左右するものではないと解するのが相当である。本件訴訟においては，本件商標の登録を無効にすべき旨の審決は，分割後の本件各商標に係る登録についてされたものと同視した上で，当該審決を取り消すべき理由があるか否かを判断すべきであり，審決後の分割の事実のみをもって当然に審決を取り消すべき事由に当たるとはいえない。